

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することとしたい。

記

1 件名

財務会計システム維持管理業務

2 業者名

(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道社製の財務会計システムの運用支援や障害時の復旧作業等の保守を実施するものである。この業務を的確に実施するためには、財務会計システム全体に対する正確な知識と熟練された経験が必要となる。また、本システムの構築情報は、外部に公開されていないことから他社では、業務を遂行することはできず、この業務を実施する能力を有している業者は、財務会計システムの構築を行った(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道の1社しか存在しない。

このことから、(株)エヌ・ティ・ティ・データ北海道を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 ユーザ管理システム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に利用開始したユーザ管理システムについて、定期的なログの確認や、不具合発生時の調査・復旧作業等を行うものである。
ユーザ管理システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用開発したものであり、同業者はシステム構造やシステム改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 料金統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、平成 30 年度に調達した上下水道料金オンラインシステムのサーバ基盤（以下、「料金統合サーバ」という。）について、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
料金統合サーバでは、重要性が高い料金システム及び窓口システムが稼働しており、安定稼働が求められている。このため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、料金統合サーバの構築業者であり、かつ令和 4 年度までの本業務を実施してきた唯一の業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 業務統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由 本業務は、令和3年度に更新した業務統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
業務統合サーバ上では、複数の業務システム（電話受付、顧客管理、マッピング、ファイリング、水質情報管理等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作及び当局の運用環境等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、業務統合サーバを構築し、かつ令和4年度までの本業務を実施してきた唯一の業者であり、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知していること、また、これらの条件を満たす者は他にないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 水質情報管理システム保守点検業務
- 2 事業者名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- 3 特定理由

本システムは、自動水質計器で測定された水源や給配水等の様々な水質情報を収集及びデータベース化し、これらを情報処理することにより、常時水質監視等を行うものである。

上記業務は、本システムの主要部分を構成するサーバ及びソフトウェアの定期的な点検整備、不具合発生時等の対応を行うものであるが、本システムのソフトウェアは当該業者が本市用に製作し、著作権法で保護されているため、そのプログラム構造は当該業者以外には知りえない情報である。

さらに、本システムに不具合が生じた場合には、常時水質監視が困難となり、水道水質管理に影響を与えるおそれがあるため、迅速かつ信頼性のある復旧作業が必要である。

従って、上記業務は本システムについて熟知、精通している当該業者しか行うことはできない。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上下水道料金オンラインシステム等運用保守業務
- 2 特定業者 : BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 : 本業務は、上下水道料金業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運用させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、迅速・確実な対応が求められる。
また、本システムは大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。
上記業者は、本業務システムの製作者でサーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を実施している。また、サーバ機器運用に係る基盤システムについて、これまでの豊富な運用実績から本システムの情報資産、動作環境に精通している。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 窓口オンラインシステム運用保守業務
- 2 特定業者 BIPROGY 株式会社 北海道支店
- 3 特定理由

当業務は、窓口業務を担う基幹オンラインシステム等を効率的かつ正常に運行させるために必要なものであり、安定した業務運用と、万一障害が発生した場合には、迅速で確実な対応が求められる。

また、本システムは令和元年9月にサーバ機器更新（OS及びミドルウェア等の更新含む。）に伴うアプリケーションの移行を終えたシステムであり、大規模かつ複雑なシステムとなっているため、安定運用には本システムの正確な理解・把握が不可欠である。

上記業者は、サーバ機器更新に伴うアプリケーション移行業務を受託した業者であり、サーバ機器運用にかかる基盤システムについては、上記業者が著作権を有していること、これまでの豊富な運用実績をもっていることなどから、本システムの情報資産、動作環境に精通している。

上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析、習得に膨大な作業・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかである。

以上より、本システムの重要性・影響範囲の広さから、リスクを最小限に抑えることが必須であるため、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令21条の14第1項2号
「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 新検針機器システム構築業務及び運用サービス提供業務
- 2 業者名 KDDI株式会社 ソリューション北海道支社
- 3 特定理由 本業務は、水道局職員又は検針受託者が検針業務、転出精算業務及び検針監査業務を行うために使用しているスマートフォン検針システム及び機器の運用保守を行うものである。
本業務を遂行する条件として、料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムと密接に連携しているシステム構成を十分に把握していること、障害発生時には、迅速に対応できる体制が確立されていることが必須である。
上記業者は本システムの製造者であり、これまでの豊富な運用実績によって安定稼働が担保され、検針業務や検針結果を基にした正確な料金調定が実現している。
上記以外の業者が本業務を履行する場合、システム構成等の情報資産の解析・習得に膨大な時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大も明らかであることから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規程 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 顧客管理システム運用保守業務
- 2 特定業者 : 株式会社日立製作所 北海道支社
- 3 特定理由 : 本業務は、お客様からの届出や電話対応業務等を担う顧客管理システムを正常かつ効率的に運用させるために必要なものであり、安定した業務運用、万一障害が発生した場合には、本システムの正確な理解・把握が不可欠である。
上記業者は、本業務システムの製作者であり、設計の詳細や構築過程の改修点などを把握しているため、障害が発生した場合にもスムーズに調査を行い、効率的に修正を行うことが可能であり、また料金関係業務の基幹システムである上下水道料金オンラインシステムとの連携についても実績があるため、後続業務に影響を与えないよう配慮しながら修正を行うことが可能である。
上記業者以外が本業務を履行する場合には、本システムの構成等の情報資産を解析・習得に膨大な作業量・時間を要するとともに、運用におけるリスクや経費の増大が明らかであるから、上記業者に特定することとする。
- 4 根拠規定 : 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号」に該当すると判断されるため。